

久万高原町家庭教育支援事業実施要綱

令和3年3月31日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者への学習機会の提供や相談対応などを行い、家庭教育の向上を図ることにより、未来を担う子どもたちを健やかに育むために実施する久万高原町家庭教育支援事業（以下「家庭教育支援事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、久万高原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

2 教育委員会は、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる団体に委託することができる。

(対象者)

第3条 家庭教育支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、18歳以下の子の保護者とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りではない。

(実施事業)

第4条 教育委員会は、すべての保護者が安心して家庭教育を行うため、以下の教育支援活動を実施する。

- (1) 保護者の家庭教育に関する情報や学習会の提供
- (2) 家庭教育に関する相談対応
- (3) 親子交流の場の提供

(実施場所)

第5条 家庭教育支援事業は、学校、公民館その他の公共施設で実施する。ただし、当該施設で実施できない場合は、この限りではない。

(家庭教育支援コーディネーター等)

第6条 家庭教育支援事業に、家庭教育支援コーディネーター、家庭教育支援員

及び教育活動サポーターを配置する。

- 2 家庭教育支援コーディネーターは、家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行い、事業の円滑な運営及び総合的な調整等を行う。
- 3 家庭教育支援員は、保育士、保健師及び看護師等の子育てに関する専門的知識を有する者又は子育て支援に熱意のある者の中から、子育てに関する相談に適切に対応できる者を教育長が委嘱する。
- 4 教育活動サポーターは、学習会の開催を補助する。
- 5 家庭教育支援コーディネーター及び家庭教育支援員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。
- 6 教育サポーターに登録を申請する者は、久万高原町家庭教育支援事業教育活動サポーター登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。
- 7 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、教育活動サポーターとして登録するものとする。
- 8 教育活動サポーターの任期は、登録の日から該当年度の末日までとする。

（家庭教育支援チーム）

第7条 家庭教育支援員は、家庭教育支援チームとして組織化を図り、全ての保護者が安心して家庭教育ができるようチームとして支援する。

（守秘義務）

第8条 事業に携わる者は、活動上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 事業に携わる者は、活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはならない。
- 3 事業に携わる者は、その信用を失墜する行為をしてはならない。

（家庭教育支援コーディネーター等の謝金）

第9条 本事業に係る家庭教育支援コーディネーター、家庭教育支援員及び教育活動サポーターに対する謝金は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において支給する。

（庶務）

第10条 家庭教育支援事業の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、家庭教育支援事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

種別	支給区分	金額
家庭教育支援コーディネーター	1 時間	1, 4 8 0 円
家庭教育支援員	1 時間	1, 0 5 0 円
教育活動サポーター	1 時間	9 0 0 円

様式第 1 号（第 6 条関係）

久万高原町家庭教育支援事業教育活動サポーター登録申請書

久万高原町教育委員会 様

久万高原町家庭教育支援事業教育活動サポーターに登録したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		年 齢	
氏 名		生 年 月 日	
		性 別	
住 所			
電 話 番 号		緊急連絡先	
活動できる 曜日 時 間 帯	☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土 ☐日 ☐いつでも (時～ 時)		
資 格	※所持している資格がある方は、ご記入ください。		
そ の 他			